

2017 英国現代奴隷法に関する表明

カルビー株式会社（以下「カルビー」という）は、以下のとおり本声明を公表します。本声明は、2015 英国現代奴隷法第 54 条に基づくものであり、日本企業であるカルビーと英国企業であるカルビー UK（以下「CUK」と記載）を代表してなされたものであり、2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までを対象としています。（一部 2018 年 4 月以降に実施されたものも含まれています）

1. 当社の事業概要

カルビーは、東京に本社を持ち「私たちは、自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかな暮らしに貢献します」を企業理念とする日本で最大手のスナック菓子製造会社であり、東京証券取引所に上場しています。

CUK は、イギリスで設立した塩系スナック製造会社です。

カルビーの経営理念や業務内容についての詳細は、以下をご参照ください。

<http://www.calbee.co.jp/company/rinen.php>

<http://www.calbee.co.uk/>

また、カルビーの商品は、馬鈴薯・小麦粉・油等を主原料とし、調味料・包装資材等を副原料としており、サプライヤーからこれらを購入しています。

2. 強制労働及び人身取引防止に関する方針

カルビーは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、その社会的責任を果たし、強制労働、人身取引、児童労働等を一切容認しません。

3. 強制労働及び人身取引防止に関する取り組み

- ・カルビーは、「カルビーグループ CSR 調達ポリシー」を制定し、人権擁護と強制労働の排除を表明しています。
- ・CUK では、世界最大級のサプライチェーン管理システムである S e d e x に加盟しており、常に、サプライヤーに問題がないようチェックしています。
- ・CUK では、国際労働機関（ILO）の条約に基づいて設立され、国際的に認められた労働慣行の規範である E T I（Ethical Trading Initiative）Base Code に準拠するため、CUK の全従業員は、入社時に、この E T I Base Code に基づく研修を受けています。

- ・CUKでは、人材派遣会社に対して、6か月ごとに、雇用に関する全ての法的及び倫理的要求に完全に準拠していることを確認しています。
- ・CUKでは、全従業員に対し、奴隷法の理解を深めるべく周知しています。
- ・カルビーでは、人権やSDGsに関する研修について、経営層を対象に実施し、人権等に対する理解を深めています。

4. 今後の取り組み

カルビーグループは、人権に関する継続的な社内研修やサプライチェーンにおける強制労働や人身取引の防止を含む人権マネジメント強化に努めることによって、社会的責任を果たし、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

本声明は、2019年4月23日、カルビー株式会社の取締役会において承認されました。

2019年4月23日

カルビー株式会社
代表取締役社長 兼 CEO

伊藤 秀二